

「ディスカッション：再考・震災と障害者の暮らし」  
— 東日本大震災を踏まえて —  
報告書



2011年11月

神奈川工科大学  
ロボット・メカトロニクス学科  
スポーツ・健康生活科学コース

小川研究室

## 「ディスカッション：再考・震災と障害者の暮らし」

本ディスカッション「震災と障害者の暮らし」は、実は、3年前の2008年に行っております。それは当時、岩手内陸地震がありまして、そのあとでしたので、震災と障害者の暮らしについて考えてみました。

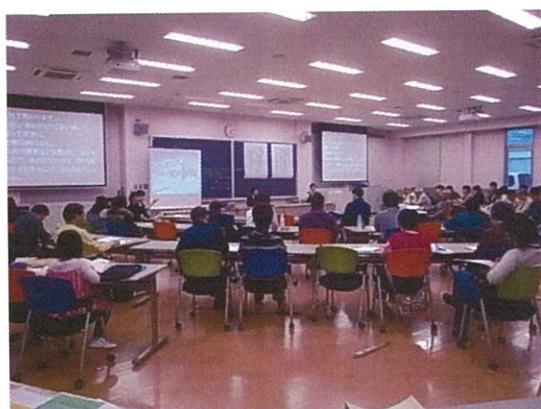
今年は3.11東日本大震災があり、また、3.12には長野北部地震がありまして、私共も強い衝撃を受け、とても考えさせられました。そこで、今日的なテーマとして取り上げ、ディスカッションをしたいと思います。

自分たちで自分の身を守ることは必要ですが、様々な国の制度に影響されている部分もありますので、そのあたりを考える上で、DPI(障害者インターナショナル)日本会議の事務局員、崔栄繁さんに国の動向についてお話をさせていただきます。国では障害について様々な場面で討論されていますが、その裏方としてご活躍の崔さんです。まずは、最初に40分ほどお話しを頂きます。その後若干の質疑をしたあと休憩を入れ、みなさまとディスカッションを行います。最初に障害当事者の方、その後は御家族の方に3.11の経験を通して感じたことを短い時間ですがお話しいただき、援助職や関係する方々にもお話を聞いていきます。

そこで自助のことも考えていきたいですし、行政にはどの様な制度を整えてほしいか、ということも合わせて、皆さんにお話しいただく予定です。十分まとめることはできないと思いますが、課題を整理していきたいと思います。

日時：2011年11月7日（日）13:30～16:00

場所：神奈川工科大学 ロボット・プロジェクト棟（E3号館）1階



# 「ディスカッション：再考・震災と障害者の暮らし」

## 第一部

問題提起 「障がい者制度改革と震災への障害者対応」

DPI(障害者インターナショナル)日本会議 崔 栄繁(さい たかのり) 氏

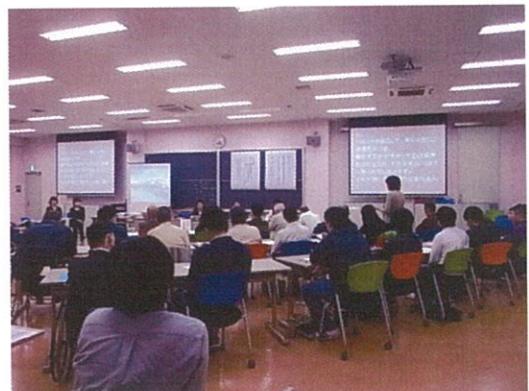
## 第二部

ディスカッション「震災と障害者の暮らし」

肢体不自由 聴覚障害 視覚障害 精神障害 内部障害 発達障害  
知的障害 高次脳機能障害 難病 などをもつ方々 障害児者の家族  
その他、震災時に困難を伴う方々、在日外国人の方、そして関係する方々

## 補足資料

「震災に関するシンポジウム」参加者へのアンケート結果



## 障がい者制度改革と震災への障害者対応

障害者インターナショナル(DPI)日本会議  
崔 栄繁 氏

DPIという団体で障害者の活動をしている崔と申します、どうぞよろしくお願ひします。DPIという団体は、障害種別をこえた障害当事者の活動団体で、日本全国の90団体位の方々が加盟して、一緒に活動をしている団体です。神奈川県では鈴木治郎さんの神奈川県障害者自立生活支援センター(KILC)もメンバーとして入っておられます。DPIというのは本部はカナダにあります国際NGOで、日本国内では日本全体の障害者について活動をして、障害当事者の完全参加と平等を目指して様々な活動をしています。

今日、私がいただいたテーマは、「障がい者制度改革と震災への障害者対応」という非常に重い課題が2つ入っているものです。私のほうからは国の大きな動きとこれからどうあるべきかについて方向性について話させていただきます。

震災のほうは、東日本大震災のスライドが流れておりますが、私も被災地には4、5回行ってきました。細かなことは後で皆さんから話されると思いますので、私が感じたことを話して、これからはこうなった方が良いと思われることを皆さんと共有できればと思います。

今日は、皆さんにお配りした2枚組のレジメを使って話させてもらいます。この中にあります、「障がい者制度改革」とか「改革推進会議」というのを聞いたことがないという方はいらっしゃいますか。何人かいらっしゃいますね。まず、この制度改革というものについて少しお話しします。

### 1. 障害者制度改革

2006年に国連で条約ができました。条約というのは日本の中では憲法の次に地位の高いもので、憲法、条約、国会で作る法律という順番です。国の法律は推進して条約を守らなければいけない。国の法律を改定する条約ができました、それが「障害者権利条約」。国連の権利条約としては9番目の条約で21世紀最初の権利条約です。日本の場合はハード面、バリアフリーなどは進んでいるのですが、法制度や大きな理念の部分がこの権利条約と合致しない部分がたくさんあるのです。足りない部分とかちょっとずれているとか、そういったところを改革しましょう、というのが障がい者制度改革です。民主党が政権を取ってマニフェストに謳っていたので、その流れで進めています。今の政権がどうなるかは予測できないですが、それとは別に全国の障害者が声を出して制度改革を進めたいと思っています。そして「障害者権利条約」の批准、批准というのは条約に入ることです。入るために日本の障害者が関係する施策の法律を、どう変えて、どう作っていくかをいろんな場所で話し合っています。いろいろな問題を解決するためにできたのが「障がい者制度改革推進本部」です。内閣総理大臣の野田さんが本部長で各関係大臣がいるわけです。最初にてきたときは鳩山さんが本部長でしたから3人目です。

そういうわけで政府内の内閣府に本部ができました。その内閣府という役所に「障がい者制度改革推進会議」が作られて、その推進会議の担当室長に東俊裕さんという車いすに乗った弁護士さんが、大学の教授や弁護士事務所を辞めて室長としての任に当たっています。

権利条約に基づいて国の政策を改革していきましょうということで、ここに幾つか重要な原則を書いてみました。

#### ○権利条約の主要原則

- ・社会への完全参加とインクルーシブ社会
  - －障害の社会モデルの採用（1条ほか）
  - －地域で障害のない人と平等に生活する権利と特定の生活様式を義務づけられない権利（19条）
  - －原則インクルーシブ教育（24条）
- ・実質的な機会の平等=差別の禁止（2条、4条、5条ほか）
  - －障害に基づく分離・排除・制限の禁止。合理的配慮を行わないことが差別に

大枠な話ですが、社会への完全参加ということでいろいろといっていますが、まずは「障害の社会モデル」。ちょっと難しいのですが、社会モデルというものを採用しました。これの反対の概念が「障害の医学モデル」。これを簡単に説明しますと、今の社会では、障害のある人が社会に出ていろいろな活動をするときに、障害のない人に比べていろいろと制約、不利があります。その不利になる原因、例えば段差があって前に行けないとか、コミュニケーションの保障がされていないとか、その不利になっている原因を個人の障害や能力が原因だとするのが医学モデルなのです。「あなたが歩けないからあなたが悪いのですよ」「見えないからあなたに原因があるのですよ」と。障害の社会モデルというのは、そういう歩けなかったり、見えなかったりするのは、人が社会に出たときの社会のバリアと出会う、そのせいで参加が不利になるという考え方です。「あなたの目が見えないから悪いのですよ」ということではなく、社会にあるバリアが原因、他にも偏見や差別が作用して障害者が不利になってしまうという考え方です。社会に出て不利になってしまふのは、自分の持っている機能障害が原因ではないというものです。今、簡単に話しましたが、このような考え方を採用しました。

そして、震災に関係する部分を出したのですが、例えば第19条の条文では「地域で障害のない人と平等に生活できる権利」誰とどこに住むのか選択できる権利が障害のない人と同様に権利がある、ということを唱っています。特定の生活様式を義務づけられないという決まりができたりしました。あとは日本でも大きな問題になりますが、教育の問題です。原則は同じ学校に行けること、選んだら特別支援学級に行きましょう、障害のある子供がどの学校に行っても支援が受けられるようにしましょう、というのが障害者権利条約で採用された考え方です。原則「インクルーシブ教育」といって障害者権利条約で謳われているトレンド、世界の大きな流れになっていて、先進諸外国で

はそうした制度を導入しているわけですが、日本の場合は原則として障害のある場合は違う学校に行かなければいけない状況にあります。

何故、今この話をするのかというと後で被災地の状況で出てきますが、非常に大きな問題を作り出した原因になっています。権利条約の主要なもう一つの柱としては、実質的な機会の平等、差別の禁止。これは権利条約の第2条、第4条、第5条などに差別をしてはいけません、どの様なことが差別に当たるのか抽象的に書いてあります。障害に基づく分離や配慮、制限。障害に基づいて「あなたはこっちです、あなたは障害だからこっちに行けません」などと分離や制限をしてはいけないということです。

それからもう一つ重要なことは「合理的配慮」を行わないことは差別なのですね。合理的配慮ということを聞いたことのある方はいますか、少ないですね。合理的配慮というのは実は簡単なことで、障害がある人が何かをする時に障害のない人と平等に機会が持てるような変更とか調整とか配慮ですね。例えば同じ職場の中で車いすの人が動ける様にスペースを作ったりとか、車いすの人が使えるトイレを作ったりとか、段差をなくしたりエレベーターを付けたり、その様な配慮を行うことです。あとはコミュニケーションの保障で手話通訳が必要ならば通訳者を付けるとか、これが合理的配慮です。合理的配慮を行うのにお金がかかりすぎる場合はやらなくても良いというのが世界的にあるのですが、合理的配慮をしないと差別になるから駄目ですよということが前提になります。してあげるのではなくて、障害者がそれを求めたら、しなくてはいけない。これも非常に大切な概念です。例えば、高校や大学の入学試験で最近多くなってきた英語のヒアリングの試験、その時に手話を使う耳の聞こえない方や難聴の方にはどうするのか。「あなた方は聞こえないけれども特別扱いできないので駄目ですよ」と言ったら、これは自主的な機会平等ではない。手話通訳の必要な耳の聞こえない方には別の方法で試験を用意する、これが合理的配慮です。実質的に機会と一緒にするのが合理的配慮です。

もう一つ例を挙げれば全盲で点字を使う方では点字の試験用紙を用意して、読むのに時間がかかるので1.5倍の試験時間をみる等の配慮が必要でこれが合理的配慮になる。その様なできることをしないのは差別ですよと、権利条約で言っています。権利条約はこういったことをベースに国で法律や制度を作れと言っているわけです。

ですから、今「障がい者制度改革推進会議」では、その下に二つの部会を持って議論を進めている。特に今申し上げた合理的配慮と差別の禁止の問題については再来年までに「障がい者差別禁止法」を作りますと国でも言っています。本日、ご出席の川内さんは障がい者差別禁止部会のメンバーとして会議に参加していますから、川内さんによつては、どのような差別禁止法になるのか非常に重要な役割を担っています。もう一つ重要なのが仮称「障害者総合福祉法」(2012年6月障害者総合支援法として成立)。障害者自立支援法に変えて総合福祉法を作ろうというのが、障がい者制度改革改革の大きな柱としてあり、1月から始まる次の国会に法案として提出される段階に来ています。今申し上げた障害者権利条約のインクルーズだとか差別はいけないだとかをベースに国の制度を決めていきましょう、ということになりました。

一つ言い忘れたのですが権利条約の重要なこととして「手話の言語」。手話は一つの言語であると障害者権利条約で規定されました。そして、日本はどの様に取り組んできたかというと障害者基本法の改正です。障害者基本法というのは福祉の法律とかバリアフリー法とかの一つの理念に基づいているので、障害者の憲法だと言う人もいるのですが、今回制度改革の一弾として2ヶ月前の8月に改正されました。ここでは幾つかの限定は付いたのですが、先ほどの障害の社会モデル「理念的に差別をしてはいけません」とか「地域で共に暮らすこと、地域で共に学ぶこと」を原則にする、「手話は言語である」などが明記されている、などいろいろ改定がされました。条約に基づいた改正ということで、これで障がい者制度改革の第一弾が出せたことも重要です。これは与党も野党も一緒に頑張ったからですが。

#### ○障害者基本法の改正(2011年8月公布)

- ・障害者制度改革の第一弾
- ・障害の社会モデルの採用、共に地域で生活することが一般原則に
- ・第26条(防災及び防犯)を新設

「国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない」

この第26条に新しく「防災及び防犯」というのが作られています。読んでみると、「国及び地方公共団体は障害者が地域社会において安心かつ安全に生活が営むことができるようするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて防災及び防犯に関して必要な策を講じなければならない」というのが入りました。ですから、国としても防犯、防災をきちんと取り組むことが法律に書かれた訳です。でも先ほど言った通り基本法は理念を定めるもので、具体的な細かなものは障害者基本法の理念に則って別の法律を定める必要があるのが仕組みとしてあります。そこで、この基本法第26条で定められた安全、安心した生活が営まれるようにする義務、防災、防犯が講じられてきたかを見てみたいと思います。

## 2. 震災と障害者

レジメの2が「震災と障害者」です。

#### ○障害のない人と比べ2倍の死亡率 → 天才だけではなく人災

#### ○地域で

- ・東北地方はもともと地域生活をする障害者が少ない地域
- ・福祉サービスがつかえない。福祉サービスを使わない。

#### ○避難所で

- ・一般的の避難所が使えない

○避難先で

- ・福祉サービスが足りない

○仮説住宅(みなしを含む)

- ・全ての仮説住宅の仕様をユニバーサルデザインで

これはすでにニュースでも報じられていますが、数字として公表されたのはNHKが最初だったのですが、障害のある人は今回の東日本大震災で障害のない人と比べて死者の数が2倍という数字でとても多いですね。これは天災だけの問題なのか、という疑問があります。先ほどの権利条約の規定とか基本法の規定を考えると、これは天災だけではないと見なければならない時代になったのです。いろいろな不備が自分の機能障害だけの問題ではないことを考え、私たちはこの死亡率を重く受け止めなければいけません。これをどうするか、阪神淡路大震災とか中越地震のデータが出ていないのでよく分からぬのですが、私たちのDPIに加盟している関西の団体はたくさんありますので、聞きますと「あまり変わっていないのではないか」と言う人が大勢います。ですから今後、この死亡率というのは大きな私たちへの宿題である。障がい者制度改革がこれをどうにかしないといけない、どうにかしないと改革の意味がないという大きな大きな宿題を残したのです。

皆さんの中にも今回行かれた方もいると思いますけれども、東北地方というのは障害者があまり地域では暮らしていないんですね。特に大都市の仙台でもそうですがもっと田舎になると障害者は支援学校の宿舎や施設にいるんですね、街でなかなか見ない。いても家族の介助を受けていて家族と一緒に生活をしている。よく言われていますが、東北地方の人は謙虚で遠慮深いというのは本當だと思います。関西の人は「あれしてや、これしてや」と冗談半分に言っていますけれども、東北の人はなかなか言わない、頼むのは申し訳ないという方々が多いですね。福祉サービス、もともと在宅で暮らしていないので福祉サービスをあまり知らない人がたくさんいる。知っていても、使うのは何となく申し訳ないというような雰囲気がある。ですから地域生活をしている人達があまり居ない、福祉サービスが使わない・使えない。何か手伝おうとしても最初は拒否されることが多い。現地に行って手伝うのに1週間位してから初めてできるようになった、そういう話を聞きます。それからよく言われていることですが、避難所です。一般的の避難所もそうですが、実は福祉避難所も使えないところが多かった。一般的の避難所は特に使えないのが目立った。それから福島県からは多くの人が避難して来ているわけですよね、新潟や神奈川、相模原や埼玉にも拠点を設けているわけですが、福祉サービスが足りなくなってしまう。施設や在宅で暮らしていて福祉サービス、特に移動サービスをあまり使わなかつた人が、避難先では生活ががらっと変わってしまって、福祉サービスを使わなければいけなくなりました。今の自立支援法の枠では要支援の区分が自治体に任せていますから避難先では変わってきてしまうのです。仮設住宅も車いすの人が安心して使える住宅がない、というのが現実としてある。この様な問題を私たちDPIだけではなく他の連合体などと一緒にネットワークを作つて政府にもう4、5回申し入れているのですが、ほとんど変わっていか

ない現状です。

次は、本当は川内さんの出番だと思うのですが、仮設住宅も最初からユニバーサル・デザインで作っていけば障害者だけではなくみんなが利用できるものになったはずだと思うのです。

それから次に復興をどうやっていくべきなのか考えてみました。

① 復旧ではなくインクルーシブな地域社会の「新生」へ

- ・旧来の姿に戻す復旧だけではなく、障害者制度改革が目指している「インクルーシブ社会」への新生が必要

② 障害当事者などが参加してユニバーサルな街づくりを

- ・障害者の特別なものを作るという発想では、一部だけ特別仕様のものが作られて、そこ以外は障害者は使えない、ということの繰り返し。

③ 地域のつながりの強化

- ・家族介護で家に引きこもっていたり、ホームヘルプなどの社会資源ともつながっていない現状
- ・相談支援の充実と地域移行、地域生活の保障、インクルーシブ教育

④ シンプルな福祉サービス法制度を → 総合福祉法へ! 骨格提言の実現を!

- ・複雑すぎる自立支援法のサービス体系。もっとシンプルに、もっとニーズに即したサービスへ。

先ほども言いましたが、東北地方では施設や支援学校の寄宿舎で暮らしている人が多い。岩手県などは四国ぐらいの広さがあるので、ばらばらに暮らしている人が多い。今回それぞれの地域で地域社会の中にいた人達は、避難所にても仮設にても助け合いのネットワークができるわけですね。「この家にはこういう障害を持った人が居るから何かをしなければいけない」というのが見えてくるのです。しかし、そういう地域から別の所に居る人達にはその様なことができなかつた。家の中に居る人は外に出たがらないし、家族も外に出したがらなかつたので、地域との繋がりが切れてしまつたし、その人達からは「何々をして欲しい」ということをなかなか言えない、ということがある。その様な現状を見ますと、今までの状態に戻すだけでは条約で目指す社会にはなっていかない。何とかみんなが暮らせる社会を作っていくかなければいけない。非常に大まかで無責任に言っているように思えますけれども、大きな方向性としては間違っていないと思います。これと関連して二番目として街づくりを当事者も参加して作っていく事ですね。

さっきの避難所の話もそうですが、学校もそうです。私は学校の避難所を多く見てまいりました。例えば、仙台市にある避難所では、200人位が避難していたわけですが、そこは先生方が中心に運営していたわけですが、「少なくとも10人の障害者の方がいらっしゃる」と言っていましたが、私たちがその先生に会うまでに外で車いすの障害者の方が15人位居て、もうそこには入れないです、段差があるために。ですから私たち歩ける者が支援物資をもらって外の人達に配るような活動もしました。それは全ての人がかかわって考えていない、したがって、障害者がその学校に行く・避難することが想定されていない。これは大きな国の制度が関わっています。それで障害者だけの

ものを作るとなると、障害者だけのことを考えて作ってしまって、また地域から離れて行ってしまうことになる。ですから街づくりには当事者も参加させてみんなで作り上げる必要がある。その避難所が福祉避難所でも入りづらかったり、身体障害、特に発達障害に人は周りに気を遣ってなかなか入れない。

日本には障害を持った方が10%～15%いらっしゃるわけですから、地域で暮らしていれば周りの人が「こういう時にはこうすればいいんだ」というのが分かるはずですよね。こんな話も聞きました。難聴とか聾の方は館内放送が全く聞こえず情報が得られない、何だか分からなければみんなが歩いて行くので付いて行って、やっとお握りがもらえたとか。ですから日頃から難聴の方が身近に大勢にいることが分かっていれば、館内放送だけで済ませるはずはないのです、紙に書いて知らせるなどの方法もあるのですから。その様に一緒にいれば沸いてくる知恵というのもたくさんあるのです。その様なことが欠けていると思いますですから街づくり、学校、いろいろな施設、交通機関にしてもみんなが使えるものが一番良い物だと思います。

3番目に地域のつながりの強化と抽象的に書きましたが、福祉サービスは恩恵で使わせてもらっていると考える人がたくさんいらっしゃるのですが、社会参加の一つの手段としてのサービスだという意識に当事者も社会も変わっていく。そして地域の中で暮らしていくのが一番良い形だと思います。介助が必要な方は介助者を、手話通訳の必要な人は手話通訳者を使いながら社会参加をして地域活動をしていくのが今まで話したもの総括的なものになると思います。学校なども最初から分けて考えて障害者が使いやすい部分と障害者が居ないことを想定していろんなものを作ってしまうとみんなが使いづらい物になってしまい、というのが私たち何十年の経験でした。これからはここにも書きましたが新生、新しく作っていくことが必要になってきます。

そして最後に話題になっている総合福祉法です。移動支援、地域生活自立支援事業など細かな話になってしまいますが、自治体任せの部分を何とかしないとこういった時に対応ができない。もっとシンプルな使いやすい法律制度をつくる必要があります。自立支援法も前の法律に比べて一定程度の進歩があったのですが、もっとシンプルにできる、もっと使いやすいものにできると私は思います。

今の制度改革にからめて震災などの話をしましたが、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 質疑

小川：制度改革から震災まで幅広いお話しで、制度改革がよく分からぬなど質問がありましたら、どの様な角度からでも良いので。ご質問ありませんか。

会場：厚木市のOと申します。私が今一番感じているのは災害の歴史です。過去に起きた災害のこと

を国民に知らせることが国としても必要なのではないかと思います。日本では地震が来ることは当然だと考えているので、その様なときの勉強が必要だと感じています。

会場：横浜から来ましたFです。毎年1月か2月にパシフィコ横浜で震災対策技術展が行われるのですが、そこにも内閣府の出展がみられますが、内閣府の職員は誰も居ない。そういった政府の動き、今回の震災での復旧予算というのも少ないのでし、動きももの凄く遅くて情報もなかなか流れでこない。その中で日常の生活を取り戻すのに施策も何も分からぬのが、障害を持った人への災害時の対応とか復興のための動きを政府はどの様にしたいのか、情報が出てこないのが一番の問題ですね。

会場：障害者基本法は理念法で障害者にとっては憲法だというお話しがあったのですが、私たち聴覚障害者はずっと前から手話は言語であると言い続けてきました。今回基本法の中にきちんと盛り込まれたのは良いのですが、条文として、これから運用する法律が必要なのか、お伺いします。

小川：最初の質問は、厚木市肢体不自由児者父母の会の方でいらっしゃいますが、大きなお話しで過去に起きた日本の様々な震災を検証する必要があるのではないか。もしかしたらその中に障害者への対応などを歴史検証をしてゆくのが良いのではないか、というお話しですね。

二つ目は、どうも内閣府はきちんとやっていないのではないか。内閣は幅広いことをやっていて調査などは大手の調査機関に落としてやっているのだけれども、それが施策に活かされているのか内閣府に若干の不信感をおっしゃいました。DPIの職員として内閣府を見たときにどの様な印象を持っているか率直な意見を聞きたいということだと思います。

それから三つ目は、手話が言語として認められた事は大きな前進ですが、基本法では認められても一般の生活の中ではどうなるか、あるいは仕事の中では。認められたイコール生活が変わっていくということではないので、今後DPIとしてもどの様に動いていくかということですね。

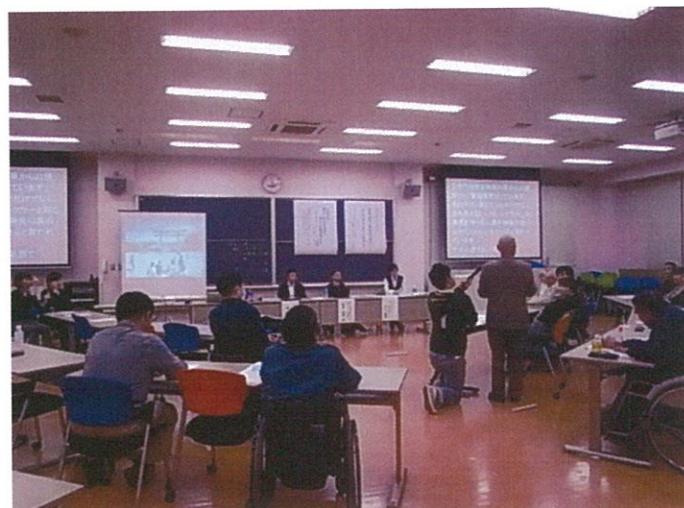
それぞれにコメントをお願いします。

崔：まさに仰る通りで推進会議は内閣府に作られた審議会でありますけれども、そこで今月か1月にも震災のことをやると思います。大きな話としては障害者だけでなく日本全体の課題としてあるわけですから、障害の側としてそこで訴えていく事はできると思います。推進会議においても審議会で「その様なことが必要である」となれば、何らかの形で活かされていくという道筋はあると思います。それは是非、東さんに伝えていきたいと思います。震災の時に集落があってそこに障害者の方が居てその後どうなったのかを知ると云うことは大切なことだと思います。

次に内閣府というところは私も同じ様な思いで見ています、私も政府の人間ではないのですが、一つ言えば今回内閣府にできた推進会議は新しい挑戦なわけです。基本法で障害者のことをやると言えば、例えば厚生労働省、文部科学省、国土交通省とか総務省など多くの関係部署が出てくるわ

けです。特に震災については内閣府が全般的な統計などをやっていますが、中身の精度はオプションです。もう一つ大きなのが情報公開でこれは担当が総務省なのです、自治体がからんできますので。推進会議はその様な縦割りを取つ払ってみようという新しい試みです。例えば、厚労省に問合せをしたり、他の部署にも問い合わせないとなかなかまとめ切れない。内閣府というのは大きな部署ではなく小さな部署で、中身は他の省庁から出向して人が多くて内閣府直属の人はあまり多くない。調整機関という役なのでなかなか力が發揮できないというのが外から見ると見て、旗を振つてというのが難しいと思われます。今回、推進会議を立ち上げて旗を振つて、基本法も様々な省庁と話し合いをしながら作り上げてきたものです。ですから大きな視点からは縦割りの弊害というものが出てくる、情報が出にくいというのもそうです。私が感じているのは地方自治というものが拮抗してきていて、自治体の権限というのは非常に大きくて情報公開もそうです。政府からの通達を出しても現場に届いていないこともかなりあるのですね。推進会議ではその様なことも指摘してきたわけです。JDFという団体では情報を出してきたりしていますが、なかなかすぐにとはいかない。というのは仰る通りで、うまくいっていない。それは国民全体で考えていかなければ駄目だと思うのです、例えば仮設住宅。仮設住宅も何回も「これでは駄目だ」と言っても「自治体から要望が上がらないと作れない」、バリアフリー住宅なのですが。そこで止まってしまう。自治体に言うと「作ります」とは言ってもなかなか進まなかった例を見てきていますので、これを一つの教訓にすべきだと思います。自治体を見ると今回の震災で自治体自体が消えてしまった所もあります。ですからもっとNGOなどが動きやすいような仕組みにしないといけません。自治体によって、南相馬では上手くいったのですが他ではあまり上手くいっていないことが多いです。

もう一点、手話のことは全くその通りで「手話は言語」というのが法律に入ったことは喜ばしいことで、国民への啓発という点で大きなことだと思います。でも、これだけでは足りないのでJDA、DPIも含めて「情報コミュニケーション法」を検討しています。要するに環境整備をしていきましょうということです。もう一つは再来年できるはずの「差別禁止法」で合理的配慮の部分ができる限りの保障をしていくという道筋ができるくると思います。



## ディスカッション：再考・震災と障害者の暮らし

小川：それでは時間になりましたので始めさせていただきます。

先ほどは崔さんから法律の話や行政の話をさせていただきましたが、結局、その土台あるいは骨格がしっかりとしていかなければ、政策が進んで行かないと思います。ディスカッションを始める前に押さえておかなければいけない点として、法律の面では今年障害者基本法が成立して8月に公布されています、来年になりましたら障害者総合福祉法も成立して再来年ぐらいには動き始めると思います。再来年にはもう一つ差別禁止法もあがる予定ですので、障害者基本法、障害者総合福祉法、さらに障害者差別禁止法。それに基づいて障害者の生活が保障されていくと思います。そこに今回の震災のような事が起きた場合にどの様に安全、安心を保障されるのか、我々自身も守れるようにしてゆくかということが課題だと思います。

少し大きな話が出たわけですが、これからは身近な話を皆さんとしていきたいと思います。ここに「アンアンの女性のための防災グッズ」、これは震災にあった方に聞き取りをして、女性ならではの揃えておきたいものをきれいに整理された冊子があります。震災直後にはどの様なものが、2, 3日したらどの様なものが必要か、その様に目を刻んで7日後はどうか2ヶ月後にはどうかと整理したものが出ています。非常によく調べていると思います。このように直後は自分たちの力で防衛することがあると思うが、その後長期になった時には自分たちでは如何ともしがたいので、そこを上手く繋いでいく事によって我々の生活に整合性を持たせることになると思います。これは女性のためのと謳っていますが、それぞれ皆さんが関わられている障害であったり、それぞれの不自由な状況をどの様にしていくべきかを考えいかなければいけません。自分たちが具体的なものをしっかりと見直していく、またそれを計画していく、またそれを外に示していくことが必要だと思います。

これから身近な話を皆さんにしていただいて、お互いに理解していこうと思います。今日は会場に様々方がご出席下さっていますので、マイクを回してお話しを伺いたいと思います。

最初は当事者と家族の方にマイクを回して、お互いに皆さんで共有していきたいと思います。

重症心身障害のお子さんをお持ちのご家族の方も見ておりますので、この3.11の震災の時もこの神奈川にいらしてどの様にお感じになられたか、今どの様にしようとお考えなのかを短い時間でお話しitたいと思います。それから自閉症児をお持ちのご家族の方、精神障害のご家族をお持ちの方、我々が気付かないことがあるのではないかということでお話をいただきたいと思います。その後にこちらで暮らしている在日の外国の方、日本語も流ちょうにお話しできるジェニーさんがお見えですからマイクを回してみたいと思います。震災などで感じたことを話してもらいたいと思います。では、ご発言いただけますでしょうか。

A：はじめまして、厚木市にあります重症心身障害児親子の会。チューリップの会に所属しております

す。私たちの厚木市では今回の震災の際は揺れ確かに酷かったのですが、建物が倒壊したりですか、日常生活ですぐに何か問題が起きたりとかは無くて停電が起きたくらいです。重症心身障害児というのは分かりにくいと思いますが、例えばタンが自分で出せない子がおりまして、停電になりますと吸引器というコンセントに差し込んで充電して使う機器を使用しております。停電になりますと吸引ができなくて生命の維持に支障が出てくる状況が今回の震災ではありました。厚木市では各避難所に発電機が設置されると確認したのですが、実際にそこに避難した場合に生命維持に必要な吸引器に充電をさせてもらえるのか確認しますと、そういう状況にはないと聞いております。また各市町村において対応が違いまして、チューリップの会には伊勢原市の会員の方もいらっしゃいまして、伊勢原市にはその様な発電機が設置されていない状況で、発電機は市役所のみで避難所にはありませんでした。それでは子供が生きていけない。計画停電中の2時間、2回のサイクルで回ってくる吸引で充電が切れてしまうので、急遽足踏み式の吸引器を準備したり、身近な生命維持のために動いたお母さんがたくさんいました。こうした情報は全く入ってきませんし、全く動けない子供を抱えてお母さんがあちこちに情報を探して走り回ったりして大変な思いをしたお母さんもたくさんいました。この様な時に地域のネットワークや情報を発信してくれるところがあれば助かったのにというのが感想です。しかし、今回の災害はこちらに大きな被害は起こらなかったのですが、今後こちらにも震災が来ると聞いています。その際に各市町村に避難所が設置されるのですが、ニュースでも今度の震災で障害児の方が長く避難所で生活をしていたということは聞いていませんし、家で生活ができずに避難所に行ったのに駄目で仕方なしに家庭で避難生活をしていたことは聞いています。でも、避難所に居ないと支援物資もいただけません。私たち障害児を抱えた親たちはどの様にすべきなのか考えますと、先ほどのお話にもあった福祉避難所があっても利用できなかつたとお聞きしましたが、何故利用できなかつたのかもっと知りたい部分もありますし、その福祉避難所の設定を厚木市ではどの様に決めているのか、近隣の市町村ではどの様にしているのか情報がありましたらお聞きしたいと思います。

小川:ありがとうございます。今の避難所とか発電機のことは後のほうで議論してみたいと思います。それから行政の話も出てきましたので、今日はボランティアでたまたま来ていらっしゃる公務員がおりますのでマイクを回してみたいと思います。避難所という大きな課題を後で考えますが、まちづくりの面から川内先生の話も伺えると思います。この様に具体的なお話を聞くと見えてくるものがありますので、さらにご発言をいただきたいと思います。

B:私は座間市にあります同じく重症心身障害児母の会に所属しております。うちでは皆さんと防災のことを話し合いまして、まず医療行為のある方の特殊な物品の問題や薬の問題が多く出されました。実際に食事でも普通の物は食べられませんので、そういった時にはどの様な工夫をしたら良いのか、備蓄をどの位の期間どの位持てば良いのか、避難所に行けない場合はどこでどの様にすれば良いのかの情報を会ではまとめようと考えています。

小川：それは既にまとめてあるのですか。

B：話に出たことについてはまとめてあるのですが、皆さんまだ考えさせて下さいという部分があつて情報についてはまとまっていません。

小川：ありがとうございます。Cさんお願いします。

C：愛川町から来ました。今お2方に代弁していただいたのですが、在宅酸素をしておりまして、3.11の震災時は愛川町ではそうでもなかったのですが、お隣の相模原市では在宅酸素をしている方はとても困ったと聞いています。在宅酸素というのは家庭で酸素を出す機械をもっていらっしゃってコンセントがないと動かないのですね。動かないとボンベに頼るしかない、でもそのボンベもお借りしている物なのでお家に複数置くことは来ないです。「どうしよう」ということになり大型のボンベを利用しようと連絡をするのですが、電話が繋がらない、携帯電話も繋がらない。そんな状況で7時間寒い中、在宅酸素の方が心配しながら過ごされたという話は聞きました。酸素の供給という点が凄く気になりました。

小川：ありがとうございました。お3方は重心のお子さんをお持ちの方で、重心のことというよりも高位頸損の方もそうでしょうし、ALSの方もその様な医療機器をどの様に保障していくのかというのが課題だと思います。これまた後で議論をしてみたいと思います。司会の私の隣には神奈川県障害者自立生活支援センターの鈴木さんに座ってもらっていますが後半で、議論に参加してもらいます。次に、厚木市の自閉症児者親の会からもお出でいただいているので発言をお願いします。

D：厚木市自閉症児者親の会に関わっております。今回の震災では家が壊れたなどの特に大きな被害はありませんでしたので、命に関わるような問題も無かったのですが、実際に被災地に近い自閉症の会の方達のお話しを伺いますと、やはり家が壊れたとか傾いてしまった方が避難所に行きたいのだけれども、自閉症の人は変化に弱い。人に近づくことすらできない状態の方が多い。もし何とか避難所に行ったとしても大勢の人の中に居ることができず飛び出して行ってしまうあるいはパニックを起こしてしまって周りの方に迷惑をかけることになる。自閉症を知らない方にはわがままを言っているととられてしまうので、連れて帰るという生活をされている方がたくさんいて、子供もいろいろと言われてそのうちに幻覚を見て騒いだり、夜中に突然飛び起きて大声で笑い出すなどの症状が出てきた人も居て、精神的に大きなダメージを受けてしまったという話も聞きます。私たちもこちらで震災が起きたときにどの様に対処すれば良いかを厚木市の方とも話し合っていきたいと考えています。

小川：ありがとうございました。それでお隣のEさんは、実は3年前にもここに参加して下さって、その時のEさんのご発言は「避難所は難しいだろうし、日頃から車の燃料が半分以下になったらすぐに満タンにするように心がけています」それから「備蓄の物でも好き嫌いがあるので種類を考えている」「子供を落ち着かせるためにポータブルビデオを用意しておかないといけないとか、そのビデオのバッテリーも予備を用意している」というご発言をいただきました。その時は仮想だったと思いますけど、被害が無くともあの揺れを経験したり、震災に遭われた同じ自閉症のお子さんをお持ちのご家族達の報告をたくさん受けていらっしゃると思うのですが、その中で当時思っていたことと今では少し考え方などはあるのでしょうか。

E：そうですね、大震災があり、阪神や中越とは違いかなりの揺れを感じたと云うことで、明日は我が身だと考えました。備蓄したり用意していたりする物、避難所に行けないのでテントやアウトドア用品を用意してあったのですが、実際にシミュレーションをしていなかった。実際に子供達はテントに眠れるのだろうかという不安などが出てきて、実際にやってみようと思いましたが夏が過ぎてしまったのですが近いうちにテントに泊まってみると食事を作つてみる経験をしたいという気持ちが迫っています。

小川：ありがとうございました。今、シミュレーションという話が出ましたが、避難場所のアクセスや使い勝手を良くするだけではなくて、本当にそこで生活をするとどの様な状況が起こるのかと云うこと、現在の避難所は車いすやその様な方のいらっしゃらない状態での生活をするので、何らかのこの様なシミュレーションはいらないのか、と思いますが、ご意見があつたら後ほど。次に精神障害者のご家族の会をなさっているFさんがお見えになっているのでご発言をいただけますでしょうか。

F：私は、当事者家族ではありますが、今日参加させていただいたのは、昔の作業所連合会会長という立場で出させていただきました。作業所では今回の震災では健常の皆さんと同じ被害を受けた。幸いにも厚木市ではバスが動いていました、電車は止まってしまいましたが。ですから電車で通っている方がお帰りの際に難儀をして職員も車で送つて行ったということで、被害というとそれが一番になりました。家族という立場ですが、私は家族会のメンバーではありませんで、皆さんで話しあったということはございません。

小川：Gさんに振つていいでしょうか。今日は障害者がテーマになっていますが、実際にその様な状況になった時には困難もあると思います。Gさんは、とても恵まれていてご家族もお友達もいらっしゃいます。言葉のことが一番大きいと思うのですが、今回不安になったことなどをお話し下さい。

G：マレーシア人で日本に来て7年です。今は日本語クラスに通っています。あと外国人親子を手伝

っています。外国人の友だちはいっぱいいます。最初は外国人として基本の知識はない。例えば私はマレーシアからきました。地震の知識、津波の体験も無いです。地震が来たら訓練もしていない、どうやって行動したら良いか分かりません。例えばガスを止めてとかドアを開けてとかテーブルの下に隠れるとかよく分かりません。日本人は小さいときから訓練しているからすぐに行動できる。もし長く住んでいても少し知識があっても急に地震が来たらパニックになるし、なかなか行動できません。あともう一つは危険さが分からない。マレーシアは津波がない、日本人は津波の来る地域に住んでいなくても地震が起きたら津波が来ることを知っている。マレーシアは地震もないし津波もない、だから津波の怖さが分かりません。マレーシアは何年か前にインドネシアで地震が起きた時に津波がきました。マレーシア人は写真を撮っている、逃げる理由は全然知らなかった。珍しいから写真を撮っている。3月11日の時はニュースでいっぱい写真が流されていて、何か大変なことが起きたのは分かるけど、言葉が共通ではないので細かなことが理解できませんでした。情報があっても理解ができずによく分かりません。例えば原発事故が起きて、外国メディアの言語で情報を得る人がいっぱいいます。外国で大げさに言っているからみんな不安になります。例えば計画停電があっても分かる情報がないので分かりません、だから身近な友だちに電話やメールをして教えていました。でも多くの人は分かりません。まとめると、地震が起きたときは障害者みたいに情報がないととても不安です。あとそれだけではなくて基本的な知識がないからなかなか行動できません。

小川：ありがとうございます。日本語上手ですね。漢字が有るので難しいと思いますが、要約筆記の字幕というのは役に立ちますか。

G：もう7年住んでいるので言葉も文字も両方だいたい理解でき、字幕の役に立ちます。

小川：ありがとうございます。ここでコメントしてもらうのは、避難所の話が出たのと、タンの吸引や在宅酸素など在宅医療の話のコメントをもらいたいのですが。避難所については川内さんに振っても良いですか。

川内：東洋大学の川内と申します。避難所というのは学校が多いのですが、日本の建物は建築基準法でコントロールされています。バリアフリーに関してはバリアフリー新法という法律で決められています。その中で2000m<sup>2</sup>以上の不特定多数の人が使う建物はバリアフリーにしなくてはいけない、と法律で決まっているのですが、学校、事務所、工場、共同住宅は除かれています。つまり、国のレベルでは「学校をバリアフリーにしろ」とはなっていません。ただし、神奈川県や東京都では学校をバリアフリーにすることを条例で決めているので、ある程度整ってはいますが、現在でも避難所に使われるものは体育館が多いですが、体育館のトイレが車いすでも使えるようになっているかと言うと多くの所ではなっていません。法律の上でも大きな問題というのが一つあります。です

から阪神大震災の後でも学校のバリアフリーが話されたのですが、全国的な法律では未だに決められていない問題があります。それから仮設住宅についても阪神の時にバリアフリーの仮設住宅がないという指摘をされたので、仮設住宅もバリアフリーの住宅が開発されたと私は聞いていたのですが、今回の震災で全然普及していないことが分かってきました。これもこれからユニバーサル・デザインという考え方からすると、仮設住宅そのものが、元々お風呂が一段高かったりとか、入り口が60cmしか無かったりですが、その様な点を最初からきちんとしたものを作つておいて、どの住宅も誰が入っても基本的に段差がないものを作つておかなければいけないと思います。仮設ということで長くは住むことを考えていませんので、凄く粗雑に作つてあると感じました。この仮設住宅についてはその後多くの指摘がありますので、何らかの方策が出てくるだろうし、出さなくてはいけない。

もう一つのことは、重心の方とか様々な方が仰っていましたが、今回はひょっとしたら初めての経験だったのではないか、行政がこの様な人達に対してプログラムを持っていたのかどうか検証しなくてはいけないと思います。その時にとても大きな問題になってくるのがプライバシーの問題、個人情報の保護です。一方で個人情報をオープンにしても構いませんということはある程度覚悟して、行政サービスを受けるあるいは震災などの時には近所の人に助けてもらう、もらいたいという場合は個人の情報というのは知られても構いませんよという当事者側の覚悟といいますか、個人情報のあり方も整理しないといけません。今は何でも個人情報、個人情報ということで一人ひとりの困ったことに対する情報あるいは困ったことを人に知らせるということが上手くできない状況になっているというのも大きなネックだろうと感じています。

小川：避難所というのはまだまだ法的に不十分な状態になっているので働きかけかけていく必要があると思います。厚木市の福祉避難所と云われる所でさえ、今日福祉祭をやっている厚木市総合福祉センターは浸水の地域でもあるのです。ですから浸水を考えたらあまり好ましくない。結局、どこをとっても不十分の状態になっている。

ちょっと話がずれてしまうかと思うのですが、個人情報保護という問題ですが、5月に各障害者団体が被災地の報告をしているときに、ろうあ連盟にても共同作業所連盟にてもJDFにしても訪問調査をする上で、名簿の開示が必要になってくることを指摘しています。それから共作連(共同作業所連絡会)も情報開示ができないことが大きいと言っているのです。ろうあ連盟の報告では、協会会員は把握できたが、会員以外は把握できないと、ちょっと苦しい話をされていました。

結局、どこにどの様な要支援の方がいらっしゃるのかという情報把握の問題が大きい。これまで障害者の方々は個人情報に神経質になっていたかと思うのですが、この様な時には一定のルールを作つておく必要があるのではないかとその報告会の時に感じました。

話を戻して在宅酸素で発電の問題が出ていました。避難所などでも発電機の準備もありますから、在宅医療を受けている方のケアと云うこともありますね。今日はたまたまボランティアで来ていらっしゃる行政職員、いろいろと発言しにくい部分もあるでしょうが、ご自分の所ではこんな状況だ

というのをお話いただけますか。

H：3月当時、私は中部地域療育センターという所でケースワーカーをしておりました。療育センターというのは、肢体不自由のお子さんですとか自閉症のお子さんへの支援を行っている所です。川崎市には4つの療育センターがありまして40年経つ一番古いセンターです。災害当時は停電でエレベーターも止まってしまったので避難できなかったというのを聞いています。発電機というのは私も勉強不足で、中原区内でも停電になった所とならなかつた所、中原区役所は停電しなかつたということで、停電などの問い合わせがあったと聞いています。今回私は区役所に勤務しております、区役所内の自立支援協議会の中でいろいろな障害団体の所と震災の中でどの様なものが必要なのか、議論している最中です。

小川：確かに自立支援協議会がどれだけ機能するかということがあつて、実際に動くところもあれば、形式的でその地域の障害者のケアがあまり良くないことがありますね。協議会でもこういうテーマでしっかりと議論をして、また部会でもしっかりと議論することが大事ですね。次に、視覚障害とか聴覚障害とかいわゆるコミュニケーションのところで課題になってくる情報や情報伝達。Gさんが仰ったように情報というのは、情報がないと云うことで不安にさせている、不安が大きいのが視覚障害、聴覚障害の方だと思います。今日は伊勢原から来られたIさんにマイクを回したいと思いますが、Iさんは阪神淡路大震災の時にはあちらに居られたのですか。

I：伊勢原から来ましたIです、大阪から引っ越してきて11年になります。

小川：その時のご体験を少し触れていただいて、こちらに来て大きな揺れをご経験なさって感じたり思ったことなどお話し下さい。

I：とにかく地震は何時起るか時期を選びませんので、阪神淡路の1月17日に経験したことは寒かったです。3.11も夜は寒かったです。その寒いときに体験をしていて一番困ったことが役に立った。災害に備えることができていた阪神のおかげで。それからみんなに笑われるくらい日頃から準備をしておりましたので助かりました。ですから皆さんにそれだけは申し上げたいと思いました。寒かったので風邪を引いたり大変だったので。停電の時にはカセットコンロが一番役に立つことが私の備えで一番良かったと思います。

小川：季節というのも重要ですね。

I：地震の時は戸を開けておかないといけませんでしょ。それからご近所の助けですが、ご近所も被災しておりますでしょう。私は全盲でその時は家族もおりませんでしたので、すぐに助かるか分かり

ませんので、日頃から最低3日分の準備をしておくことを皆さんに声を大にして伝えたいことです。

小川：はい、Jさんも来られているので3. 11以降感じていらっしゃることお話ししいただいてよろしいでしょうか。

J：3. 11の時は偶然にも、私の娘が障害なのですがその日は市立病院2ヶ月に1回の検診の日で、ちょうど帰って来て家に居ました。家族揃って3人で家に居ましたので大変と云うことは無く過ごしました。もっと酷い状態が起きてしまったら、一番に私は障害の娘の薬のこと、トイレのこと、寒さに対することを心配しました。今、Iさんからも話があったので用意をしておかねば、火を使わないで食べられるものを準備しておかないといけないと痛切に感じました。

K：震災の時はちょうど帰って来たところで、靴を履いてそのままテーブルの下に隠れました。一人ですのでじっと我満をしていました。その後報道を聞いたりするうちに、また3ヶ月4ヶ月経つうちに自分をみんなに分かってもらいたいという気持ちになりました。ですから障害者に関心を持つてもらう、その為に街に出たり皆さんとお話ししたり、この様な場に来させていただいたりするのは、私たちがしなければいけないし、助けてもらえないことを痛切に思いました。それと災害時のこととは、私は全盲ですから全く何もできません。ですから訓練かはよく分かりませんが、揺れたときにはテーブルの下に隠れることを心がけています。

小川：今、との関係は震災に限らず大事なことなのだけれども、その様な時には痛切に感じるということがあるのだと思います。

L：私は厚木市の視覚障害者の誘導赤十字奉仕団において、今日はKさんの誘導ボランティアで来ております。先ほどの震災が起きた時のお話から、この様なこともあると考えたことがあります。それは赤十字奉仕団では近所の人、自治会ほど近くではないのですが目の不自由な方をリストアップして、「あなたはこの人にいざという時には連絡して下さい」という情報網を作つてやることにしています。ところが震災が起きた時に考えたのは、自分の所がグシャグシャになつてしまつたら相手のことをやれるかな。規約の中でもそこまではやらなくても良い事になっていますが、周りがグチャグチャでも障害者が一人生き残ったという状態になった場合はどうするのか。その様な状態でも自分があって他人がある、自分が助かってから人を助ける。そうすると結論としていろいろなネットワークを重ねないといけない、二重三重にやっておかないといけません。最初が自治体のネットワーク、これは地域で全滅してしまう、次に別のネットワークというように。この地域ではどの様な事が起きるのか想定しながらネットワークの多重化。それと指令をどの順番で行うのかをしっかり決めておかないといけない。国ではやれやれと言っていても地方では聞いていないという食い違いが出てくる。普段からこういう状況になったらこのネットワークで伝達するというのを確

立しておく必要があると感じました、

小川：ありがとうございます。すごく良いキーワードで「ネットワークの多重化」というのは使わせていただきたい表現でありましたが、仰っていたことは赤十字奉士団でやっていても実際にはできないことが考えられますよね。何かをするための専門職とか専門にこの人がやると決めていても、その人に何かがあって動けない場合にはどうするのか、誰が誰をやる、どの職種がどの人達をやると決めただけで良いのかという話になってくるので、もっとベースの部分で繋いでおく必要がある。あとは指令の話ですが、システム化で要支援者の登録を厚木市でもやっています、登録していれば上手くいくのかというと登録してあるだけの形式だけの話になってくるので、先ほどの様に指令順序も考えなければいけない。ありがとうございました。引き続き聴覚障害の方にお話しいただきたいのですが、MさんとNさんにお願いできますか。

M：音声情報という言葉が出てきましたが、私たち聞こえない立場からすると、例えば失礼になると思いますが、災害が起きたときに小川先生が私の所に助けに来ても話が通じない、正直言うと役に立たない。その代わり同じ聴覚障害者が助けに来るといろいろコミュニケーションができる、何が足りないのか、何を困っているのかといろいろと協力し助け合えるので、私たちとしては音声情報があった時に分からずに対応ができないという問題があります。

それから3月11日はどうでしたかと聞かれましたが、私が働いている聴覚障害者福祉センターという耳に障害のある人たちに啓蒙をしている施設があります。その中に耳が聞こえないだけでは無くて目も見えない言うなればヘレンケラーと同じ障害を持った人たちが神奈川県内に600人ほど居ると言われています。その盲ろうの人達の中に私たちの施設があり、3月11日にはその様な人達を心配することが先で、盲ろうの介護の人に連絡をして今の表の状況を説明してもらおうと思ったのです。見えないし聞こないのでテレビの情報も入らない、また周りに誰も居ない状況なので最低でも今の状況を連絡しようとしても、電話も通じない携帯の駄目で通信方法が無くなつて困っていました。2、3時間後にやっと通じて那人達も災害の状況が分かって安心した次第です。もう一つは、私たちは情報についても障害があつて様々な完璧な情報が届かない。届いても完全ではない問題があると思うのです。それと崔先生のお話の後私が質問したように、情報コミュニケーション法が一日でも早く整備されると私たちも安心できると思います。

N：3月11日大震災が起きた時には友だちからメールが来まして、ご家族は大丈夫ですか、無事ですかというやりとりです。でも、そう簡単にやり取りができたわけではなく、時間がかかりましたがありました。それからツイッターで電車の状況を聞いて何とか情報の無いところは乗り越えました。もっと情報が欲しかったのですが計画停電の時は、たった2時間ですがロウソクの光だけでもっと情報は欲しい、携帯だけの情報ではなくて他にも情報が欲しかった。考えてみると以外に情報がない、避難所にはパソコンとか携帯が充電できるということがあれば良いのにと今は心配してい

ます。

O：3月11日の大震災のことですが、携帯が通じるようになったのは夜の8時か9時位だったと思います。その頃千葉県で石油タンクの爆発がありました。それについて聴覚障害者の中でデマ「石油タンクが燃えているから有毒ガスが発生して危険だ」というデマが携帯メールで広く発信されました。ですからデマが広く発信される環境にあるので気を付ける必要があると思いました。

小川：情報とか情報の重要性、コミュニケーションの話が出ました。如何ですか。

崔：まず個人情報について。JDFで各地に支援に入っていて南相馬で上手くいったのは個人情報の開示で個別に支援活動ができたというもので、他の地域では非常に厳しい壁になっていた。もう一つは障害者団体に入っていないと人の把握が全然できない。これは日盲連さんも身体の方々もそうなのですが、会員以外の人の情報が未だに分からないと云うことがあります。コミュニケーションについては外国の方も同じで、情報コミュニケーション法ができれば、災害や防災を含めたきちんとした情報が皆さんに伝わると思っています。

小川：この後に車いすの方の困難な話は予定しています。その後、作業所とか施設で働いている方々がいらっしゃるのでマイクを回したいと思うのですが、被災時間帯の確率というのがありますて、時間配分で通勤通学は10%位で、仕事中とか授業中というのが30%で、友だちとか仲間というのが10%で、家に居て(夕方から朝まで)というのが50%というふうになっています。昼間作業所とかデイサービスに行っている時間帯も大きいです。その人の通勤通学までカバーして、例えば今日は帰さずに残すという判断をなさったとも思うのです。いろいろな生活の場面でどの様な形を取るか分からない。今回はいろいろな所に行っていろんな困難にぶつかっているので、一回さらってみる必要があるのかなという気がしています。昼間の時間帯だったので利用者の方をケアしている方から後ほど伺うとして、今からは車いすを利用している方に今回の震災ではどの様な不安を抱いたのか伺いたいと思います。Pさんは3年前のディスカッションに参加されてご自分の準備の様子をお話いただいたのですが、今回も何かございましたらお話いただきたいのですが。

P：平塚から来ました。当日は3時過ぎでしたので我が家にヘルパーさんが来て掃除などをしておりましたが、あの揺れだったのでヘルパーさん自身が「どうしよう、どうしよう」とオタオタするだけで、私のことはそっちのけで「自分のうちはどうだろう」と言うので、帰っていただきました。私の所は大した被害はありませんでした。親戚が宮城県に居るものですからその話が出て、あの様なことがあったら自分たちはどうなっただろうと思いました。あの様になったら多分避難所に逃げようと思っても逃げることは無理だろうと初めから私は考えています。と云うのは平常時でさえ外にはバリアがあるので、災害が起きた時に車いすで避難所まで逃げられることはないでしょう。で

すから、私は自宅避難しかないだろうと考えています。その為にはどうしたら良いか、転倒防止をして家の中で圧死しないように考えています。家具の固定、突っ張り棒でなく家具と家具の間にピチッと特注の頑丈な箱を作つてそれを填めて倒れないようによるとか、ガラスは飛散防止などいろいろなことをやってあります。ですが、それをやつたからといって自分の所は済むわけではなく何日か後に誰かが助けてくれなければ助からない。その為にはどうすればよいのかと云うことを、自分の入っているグループの人達と考えて、災害時援助法というのを考えています。平塚市は26万人の人口ですが、平塚市では手上げ方式をやっています、どこでもやっていると思うのですが。手を上げた要援護者が6千人平塚市ではいます。その手を上げた6千人に対して支援をしても良いですよと言う人が1割です、その1割が多いか少ないかは別としてその様な数字が平塚市では出ています。それは決して満足のいく数字ではないので、どうしたら良いのかを広めるのに障害者支援プランというのがありますが、あれを普通の人が読んで障害者を助ける気になるかは疑問です。どうしてか考えると「自分の家がグチャグチャになっているのに人のことどころではない」。以前にも話したのですが、手を上げた障害者1人に対して3人の支援者をお願いしますと近所の方に言って、手を上げて下さいと言って協力を仰いでその上に判子までいただいて、市に提出しなければいけない。そうすると逆の立場になった時に、自分は判子まで押して「協力するよ」と意思表示ができるのかな、という敷居が高くなっています。会の中でも話し合ったのですが、何故6千人の1割しか手を上げなかつたのだろうと。会の中で障害者は数人であとは普通の人だったのですが、「判子まで押したので責任を感じてしまう」「もし自分が他の所に行っていたらどうするのだろう」「いろいろ考えたら、そう簡単には押せませんよ」と仰いました。当然ですよね。その辺のところをどの様にクリアしたら良いのか今考えています。最終的には私は自宅避難と言っていますが、公助、共助、自助と言つていますが、自所だけではどうしようもない公助だけでもどうしようもない、近所というのになければ多分助からないと思っていますから、少なくとも自分たちのことを近所の人達に理解して手を貸していただくような街づくりができるのかを、今話しています。

小川：ありがとうございます。今仰っているところが一番基本なのかなと思います。ご自宅でもいろいろ工夫する努力もされて、でもやはり近隣とか地域の関係も大事だし、さらの公的な支援もいかに整えるか。またどこが弱いのか、もしかしたら相互に支え合うというのが日本では弱いのかも知れないけれど、そこをどの様にしていくのかが一番の課題だと思いますね。

Q：神奈川県障害者自立生活支援センターに関わっております。住まいは座間市です。座間市の場合は、個人情報が問題で阪神淡路大震災後に障害者団体から市に要望して、本人が承諾した障害者の方は緊急時の対処のために登録制に。ということで私も市に登録しております。それを市がどうするのか聞いてはいないのですが、市では市内に居る全ての障害者個人に緊急事対処のためにということで文書が来て登録を勧めています。3月11日の私は上大岡にあるウィリング横浜という研修施設の10階に居ました。高層ビルですから非常に揺れて、まるで大波の船上に居るように車いす

が左右に揺れて、たまたまこの研修が重度訪問介護従事者養成研修で、当日は電動車いすが2台と私の手動車いすが1台で3人の障害者でしたが、受講している皆さんがある程度のベテランだったのですぐに車いすを押さえてくれました。ただし、「すぐに非常階段で避難して下さい」という館内放送があったのですが、肝心の「非常用のエレベーターは点検中でしばらく動きません」ということで、2時47分から5時過ぎまで10階に置かれていた状態。5時過ぎに「非常用エレベーターが動きますので上層階の方から避難して下さい」と連絡がはいりました。エレベーターが着いてドアは開きますが、中には健常者の方が一杯でみんなが私たち車いすを見ても知らんぷりで、譲ってくれる様子もなくそのまま通過して行きました。上の人が居なくなつてやつと降りられたのが6時過ぎで、そして地下に降りて車で帰りました。10階というのはそれ程高層ではないらしく、もっと上では棚から物が落ちたりして何人かは非常階段で10階まで下りてきました。もう一つ助かったのは、重度訪問介護の従事者養成ですから、1人の気の利いた女性の方がすぐにパン屋さんに行って、ありったけのパンを買って来て「お腹の空いている方は食べなさい」と配ってくれた。私たちもいただいたのですが、その様なことは訓練すればできるのかなと感じましたが、避難の場合は健常者でも自分がその立場になると速く逃げたい気持ちがあるので譲ってくれないことを経験しましたので、障害を持っていたらある程度覚悟しなければいけない。それと電動車いすの人はウィリングの中に宿泊施設があるので1名は宿泊。もう1名は7時過ぎに電車が開通したので湘南台まで帰りました、その様な体験でした。

小川：ありがとうございます。システムがあつても人間の心の問題をエレベーターで感じるという事ですね。もっと心の底の話というか、人の気持ちということが指摘されたと思います。

R：私は、震災時は町田にいたのですが、私は出掛ければ常に帰宅困難者ですから帰れないことを考えます。車での移動ですが必要な医薬品とか体調に関する物は自己管理でいつも持ち歩いていますが、3. 11以降はその量を2倍に増やして1日半から2日3日だったら自分の体調をコントロールする事のできるように、車の中と鞄の中にいつも持ち歩くようになりました。でも、外出先で被災された方も大勢いらっしゃいますよね。その場所でどの様に過ごすかが一番心配になりますね。仮に今この場所で震災が起きたら、地震が起きたら大騒ぎになるでしょう、その時にどう対応するか。ここは学校ですから避難場所に指定されるはずですが、学校が何故避難場所に指定されるのかというと広いからだと思うのですが、そこで留まることを考えた時に帰宅困難者が滞留する場所になる事もあるでしょうし、そこがバリアフリーになってことが最低限で最大限必要なことで、そこに留まって生命を維持する拠点を作つておくことが大事だと思いますね。津波が起きたら逃げられませんよ、逃げるというのが困難なのが移動困難者ですから、低いところに居たら駄目ですが高いところに居れば可能性がありますけれども。例え逃げられて避難生活をしようとしても、何もない現状社会の状態では助かってもその後に生きながらえることが難しい。移動困難者から見ると日常からその様な状態なので、日常の環境がきちんと整備されていないと、この様な大災害が起きて日

常が変化しても対応できる社会というのはできないと思います。日常のバリアフリーの拡充を続ける行動をずっと続けていくことが基本的にあって、その上で災害時の個別の対応というのを拡充することが求められているのではないかと思います。

小川：ありがとうございます。バリアフリーというのは川内さんのご専門ですから、日常のバリアフリー、それが震災のような非日常の場合に生かされてくる訳ですね。

川内：何故、だだっ広い体育館を避難場所に使うのか、校舎を使えば良いのですね。杓子定規では何も進まないということです。

小川：はい。こここの大学がどの様に使うかということになってくると思うのですね。古い建物から新しい建物まであるわけですが、全部の建物にそれなりに車いすの方が使えるトイレがあるとか、この教室のように可動式の机で広く使えたり、小中高の教室と違って可動しない場合が多いのですが。それも現在ではこの様に可動する所も増えていると思いますので、その様に考えていく必要がある。で、どんなに古くても「その場でトイレに行きたいでしょう」という話から始まって、今はうちの大学でも古い建物でも無理矢理スペースを作っていて、ひいてはそれが非常時に繋がってくる、それを日々にいかなければいけない。現在4時なのですが10分だけ伸ばさせていただいて、日中に支援している方にマイクを振りたいと思います。Rさんは車いすを使っていながらも昼間に訓練の担当をして働いていらっしゃる、そして利用者の方を見ていらっしゃると思うのですが、ご自身のこともあるし利用者の中もまとめて短めにお願いしたいのですが。

R：私は社会福祉法人でヘルパーをしています。3月は相模原おりましたが、情報をテレビをつけて集めていました、そこに居る利用者さんは地震の時は動かないように掴まっていて地震が収まつたらみんな1階の食堂に集まってもらいました。ホールには職員が居ていろいろと対応していました。その場所はヘルパーを派遣するところでもあったので、連絡の付かない利用者の家に行ったりしていました。

小川：すみません、利用者の方は主として知的障害の方ですか、それとも身体障害の方ですか。主に身体障害の方ですか。ありがとうございます。やはり地震が収まるまでそこで利用者は待避をさせる状況で、職員さんが指示する動きをされていた。あとはヘルパーさんへの繋ぎや家族との繋ぎというものがお仕事になっていたと思います。続けて本間さんにお話いただきます、高次脳機能障害の作業所なので記録力障害や認知面の障害がある方が、まだいらっしゃった時間だと思いますけど、その時の状況をお教えください。割合のんびりしていたのか、その後電車が止まってしまったのでどの様にしたかなどをお願いします。

S：6人が居ました。近場の3人はすぐに帰宅させましたが、3人は横浜なので帰宅困難で施設に泊まろうと決めました。3人共夜は大丈夫かなと思いながら泊めたのですが、やはり高次脳機能障害の場合は思考判断に難しいところがあるので、三者三様の様子がでました。お一人は「今日は泊まりだよ」と言った時に処方されている頓服薬3錠をすぐに飲んでしまって、その後は心を支えるものが無くてアルコールを断っていたのですが「この時くらいはアルコールで気を紛らわして寝ようよ」と飲んで、疲れていたのか全然起きませんでした。もう一人は「僕は大丈夫だ」と言って泊まりましたが、結局朝まで寝ることはできませんでした。との一人が一回寝たのですが、10時半頃飛び起きて施設を飛び出して帰ろうとしていた。ちょうどその頃小田急線が動き出していたので飛び乗って夜中の3時頃にお母さんが「今、横浜駅で捕まえました」とお話をいただきました。高次脳機能障害の方の場合には、避難という形では専門の施設がベターだと思いますね。避難所では周りと本人のクッション役で僕ら職員がついて行かねばいけないと思いました。それと情報源として最後まで残ったのが、最初地デジが駄目になりBS駄目になって、携帯のワンセグだけが動いていたので情報源になりました。

小川：ありがとうございます。Tさんいらっしゃいますか、やはり重い障害や高齢の方のいる就労継続B型、前は作業所。そこも大勢の方が帰られる間際だったと思うのでちょっとお願ひします。

T：あすなろの会で就労継続B型を運営しております。ちょうど2時46分は終礼をやっている最中ですが、私は市の一番上の所で会議をやっていまして、連絡が全く着かなくて心配しながら車で帰ってきたのですが、幸い鉄筋コンクリートの建物だったので周りの建物より揺れなかったという話で、利用者さんはそれ程パニックを起こさずに居たと思います。それで30分位様子を見て、「これなら車で大丈夫」という判断で帰りました。遠いところは山際、森の里ですから2手に分けて全員を乗せて帰ったという事でした。私が一番心配したのは電話が繋がらなかつことで余計に不安になるので、何らかの通信手段、無線とかあると思うのですが、行政と話し合いながらできる物であれば欲しいと感じました。

小川：ありがとうございます。就労支援をなさっているUさん、お願ひします。

U：前年度まで、就労支援のことをやっていました。ちょうどその時は就労支援を受ける方が実習に行ってたりして、実習先に着いていない場合もあって、仕事をされている会社の対応ができる所とできていない所があって、会社によっては危険な所もあった。また帰ってこられない事もあったので私たちが車で迎えに行ったりしましたが、非常に混んでしまっていてなかなか帰ってこられない状況が発生しました。あと、実習に行った方で車いすの女性が居たのですが、後で聞いた話ですが避難所も分からずに怖い思いをしたので、その様なことも考えていかなければ駄目だねと話をしました。

小川：時間の関係で皆さんのお話いただくだけで申し訳ありません。意見をお持ちの方の名簿をここに持っているのですが時間の関係でマイクは回しませんがよろしくお願ひします。最後に崔さんから今までのお話を聞いて、DPIとしてこの分野でも考えて欲しいのでお話いただいて、その後に鈴木さんからフォーラム宣言とまとめのお話をして下さい。

崔：皆さんいろいろとどうもありがとうございました。DPIとしてここで言えるかどうか分かりませんが、やはり当事者を含めての地域の力というものを作り上げていくことが、最終的には障害者なりの災害を防ぐまた生きていく力になるのではないかと改めて思いました。あと細かな地域で何を準備するかということもこの様な機会を契機にして、今後も継続して厚木の地域で何かができるといいなと私は思いました。今日はどうもありがとうございました。

小川：ありがとうございます。続いて鈴木さんですが、日頃から「避災時に障害者はどんな準備をするか」などの本を作られておられているのですが、最後にこのプリントの紹介をお願いします。

鈴木：ありがとうございます。毎年、障害者のフォーラムを開催しています。

避難所についてもどの様な物作って欲しいのか、声を上げることが非常に大切だと思うのです。神奈川県でも情報的にはあやふやでせめて自分の町には、どうして欲しいのか、どの様なものが欲しいのかを声を上げていくべきだと思うのです。

ここで、フォーラムの提言を紹介します。

提言 1 障害者団体は防災訓練を企画し、また障害者は訓練に積極的に参加し、地域住民との交流を深めます。

提言 2 障害者は自分の地域の避難所や福祉避難所の現状を知り、避難所・福祉避難所環境の充実を市町村と共に図ります。

提言 3 災害時に障害者が的確に情報を入手できるよう障害者支援拠点を市民協働で立ち上げます。

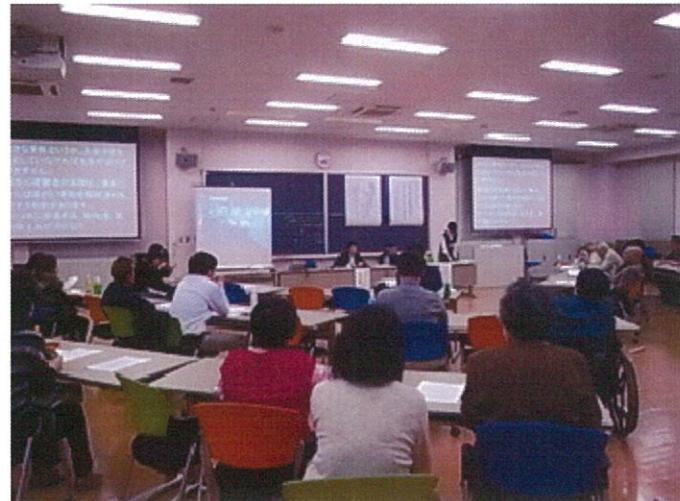
提言 4 避難所や仮設住宅のユニバーサルデザインをすすめ、福祉のまちづくりを実現します。

提言 5 被災地障害者支援のため、地域間のネットワークを築き、相互の連携を強化します。

(2011年10月1日 第14回障害者自立生活フォーラム in かながわ 参加者一同)

小川：ありがとうございます。今の提言のところを見まして「障害者団体の防災訓練」、これは聴覚障害者では総合福祉センターでも実施をしたいとか、うちの全日制が聴覚障害の方々に「どの様に地域の訓練に参加されているのか」調査させていただいたりしました。非常に重要なことだと思います。今年度はこの様な時期ですので卒業研究で、避難所へのルート調査などもさせてもらっているところです。大学としてできること、皆さんお一人おひとりでできること、大きな団体でできること、それから行政に頑張っていただくことなどがあると思います。

今日は話が広がってしましたが、これらのひとつひとつに取り組んでいくことができれば、少しづつ前進していくものと思います。本日はどうもありがとうございました。



## 補足資料

### 「震災に関するシンポジウム」参加者へのアンケート

2011年11月6日に当研究室主催で行った「再考・震災と障害者の暮らし - 東日本大震災を踏まえて徹底討論 - 」の参加者に対して災害時の対応についての考えを把握するためにアンケート調査をさせていただきました。

方法としては、ごく簡単な形式としました。

- (1) 選択式及び記述式による質問用紙（1人に対しA4用紙1枚）を作成。
- (2) イベント開始時にアンケート用紙を配布し、終了時に回収するむねをアナウンス。
- (3) 休憩時間等を利用して記入してもらえるよう、5分程度で回答が可能な内容。

対象は、当日の参加者でご協力いただける方

アンケートの質問事項は以下の通り。

- (1) 性別
- (2) 年齢
- (3) 家族同居の有無
- (4) 障害の状態
- (5) 備蓄の有無及び日数、備蓄物の記入
- (6) 緊急時の対策の有無及び方法
- (7) 近隣との交流の有無
- (8) 避難所の利用の有無及び理由
- (9) 災害時に関する意見や考え方（自由記入）

## 集計結果

今回のアンケート調査では計31名の方から回答を得られました。

- (1) 性別

「男性」は24人、「女性」は7人。男性は全体の77%に対し女性は全体の23%。

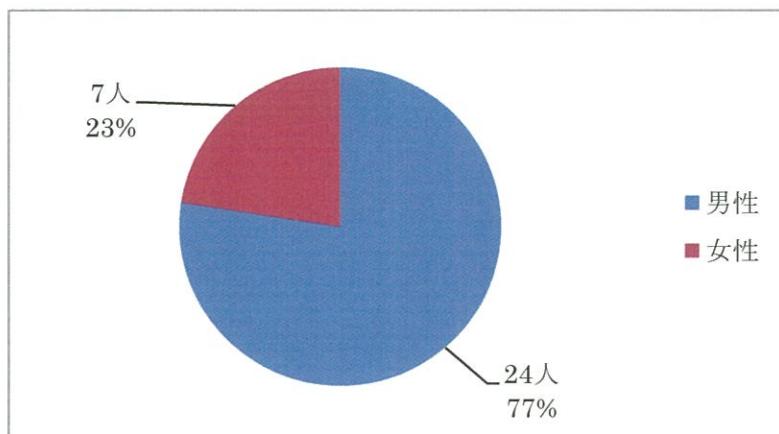


図1 回答者の性別

## (2) 年齢

「10歳代」は3人(10%)、「20歳代」は5人(16%)、「30歳代」は5人(16%)、「40歳代」は5人(16%)、「50歳代」は4人(13%)、「60歳代」は4人(13%)、「70歳代」は5人(16%)となり、ほぼ均一に集計されました。

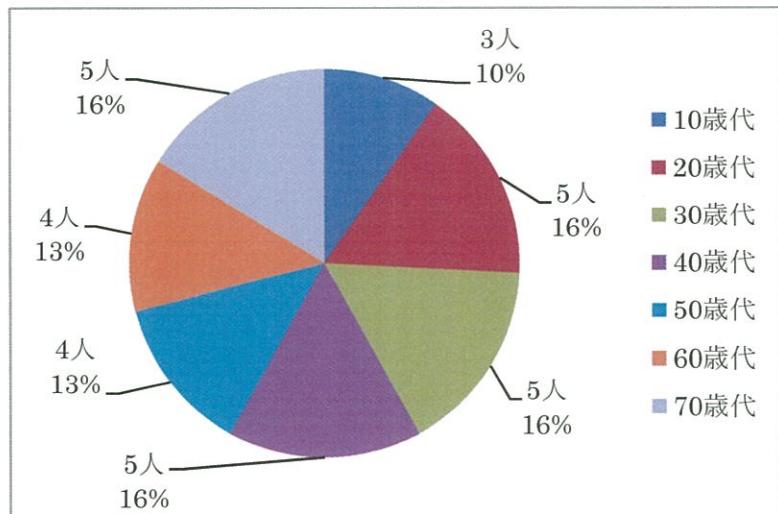


図2 回答者の年代

## (3) 家族同居の有無

家族同居と回答したのは24人(77%)、単身と回答したのは3人(10%)でした。

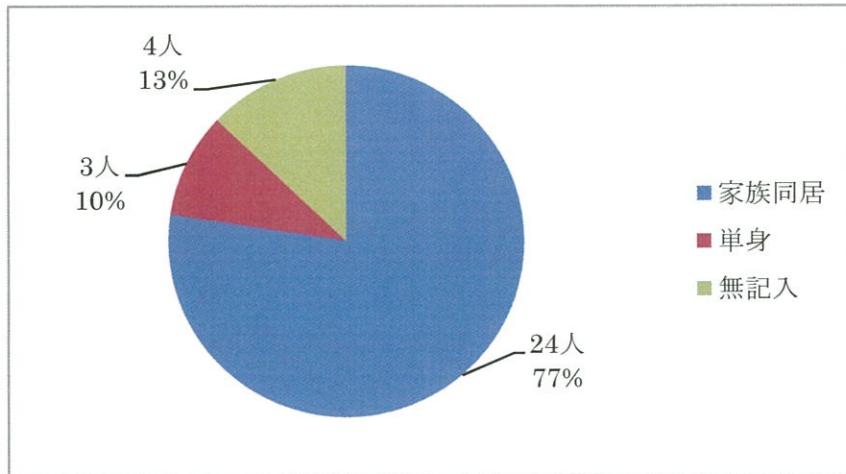


図3 回答者の家族構成

## (4) 障害の状態

今回のアンケートで障害を抱えていると回答した方は3人(10%)、障害を抱えていない(健常者)と回答した方は27人(87%)と集計され、1人(3%)からは未回答でした。

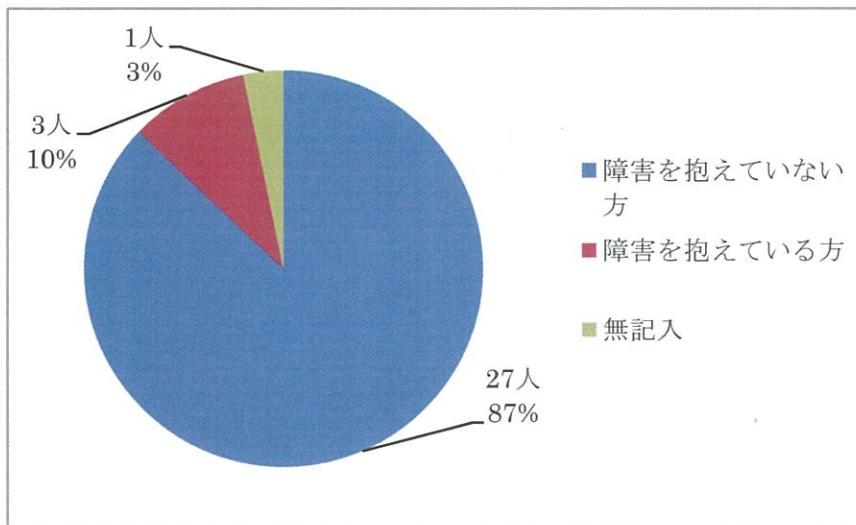


図4 障害者と健常者の比率

障害を抱えていると回答した3人中、2人は肢体不自由者、1人は聴覚障害者でした。一方で障害を抱えていない方を見ると「特定の障害の家族又は援助者」と回答した人は、13人（57%）と一番多くなり、「なし」と回答した人は6人（26%）、「その他」と回答した人は4人（17%）でした。また、「特定の障害の家族又は援助者」の内訳は、肢体不自由者の家族と援助者は4人と一番多く回答がありました。次に視覚障害者の援助者と重身障害の家族は共に2人から回答がありました。高次脳機能障害の援助者、発達障害の家族、精神障害の家族、知的障害の家族、歩行障害の家族は全て1人ずつから回答が得られました。これらの回答内容を表1のように整理しました。その他と回答したのは4人いましたが、そのうち1人は「作業所職員」と回答し、もう1人は「高齢者施設職員」との回答が得られました。

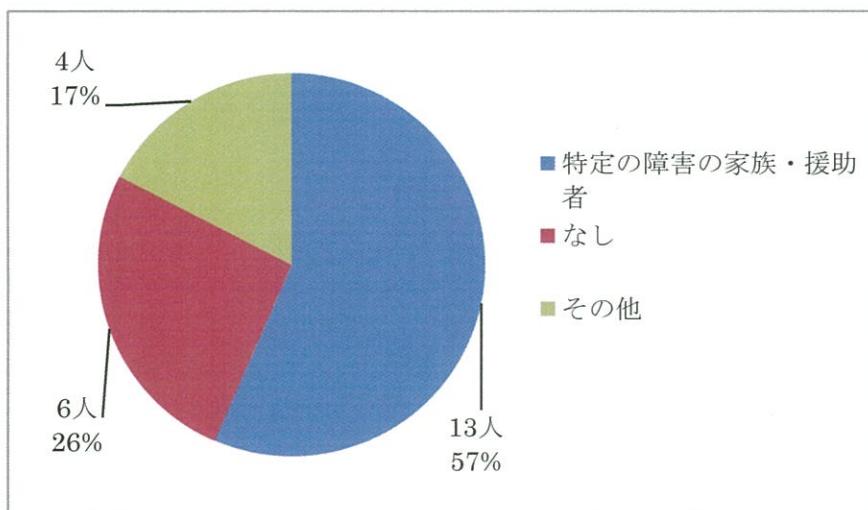


図5 障害を抱えていない方の詳細

表1 特定の障害の家族・援助者の内訳

家族・援助者の種類	人数
肢体不自由者の家族	2
肢体不自由者の援助者	2
視覚障害者の援助者	2
重症心身障害の家族	2
高次脳機能障害の援助者	1
発達障害の家族	1
精神障害の家族	1
知的障害の家族	1
歩行障害の家族	1
合計	13

#### (5) 備蓄の有無及び日数、備蓄物の記入

「備蓄なし」と答えた人は11人(36%)、「1日～2日分」と答えた人は5人(16%)、「3日分」と答えた人は9人(29%)、「4日～6日分」と答えた人は3人(10%)、「1週間分以上」と答えた人は2人(6%)でした。今回のイベント参加者の6割近くの人が備蓄を心がけている事が分かりました。

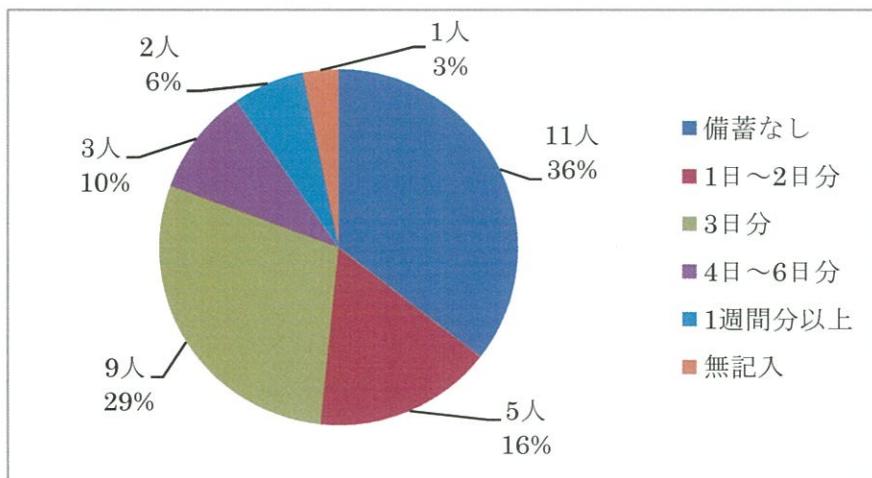


図6 備蓄の有無及び日数

このアンケートで記入された備蓄物は以下の通りです。水は7人から回答を得られ一番多く、次に常備薬が3人、米と即席めん等のインスタント食品がともに2名ずつ、少数意見で缶詰、経口飲料、オムツ、衣料、毛布、自家発電機が1名ずつ回答を得られました。

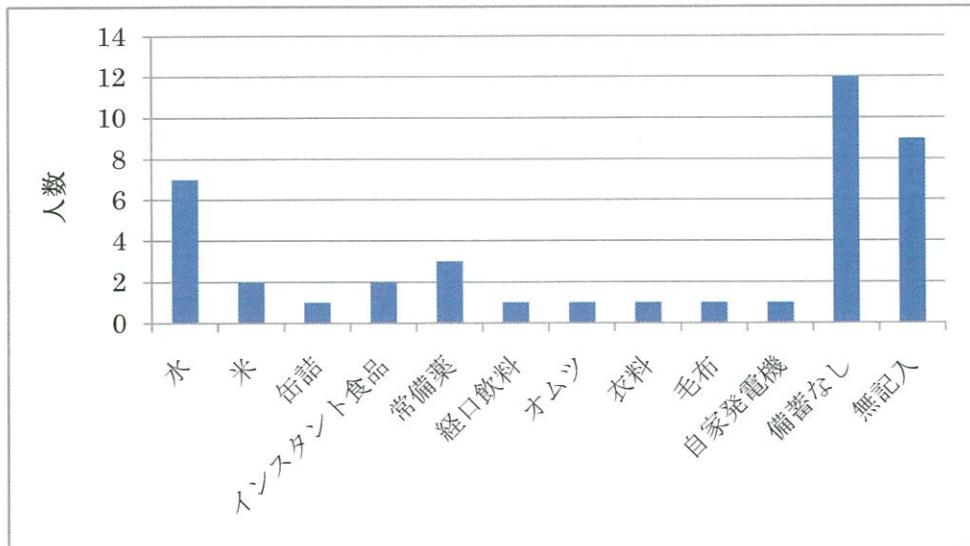


図 7 備蓄物の比較

#### (6) 緊急時の対策の有無及び方法

緊急時の対策について話していると回答した人は 15 人 (48%)、緊急時の対策について話をしていないと回答した人は 14 人 (45%) でした。

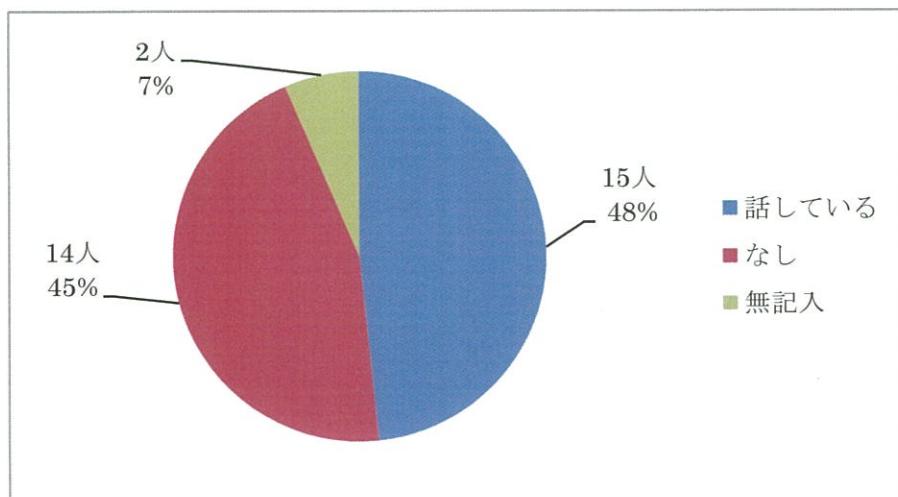


図 8 緊急時の対策の有無

緊急時の対策について話していると回答した 15 人中のうち主な対策内容を表 1 のように整理しました。

表2 緊急時の対策内容

対策内容	件数
集合場所、避難場所を決める	11
家具の固定、避難口確保、飛散防止フィルム	1
近所（消防団員の助けを）頼む	1
無記入	4

表2より集合場所、避難場所を決めている人は11人と多くみられ、次に「家具の固定、避難口の確保、飛散防止フィルム」と「近所（消防団員の助けを）頼む」という方がそれぞれ1人ずつであり、どちらも肢体不自由者の方からの回答でした。

#### (7) 近隣との交流の有無

日頃から近隣の方との交流をしているかとの質問に「交流している」と回答した人は14人(45%)、「交流していない」と答えた人は16人(52%)とやや多く、どちらでもない「中間」と答えた人は1人(3%)でした。「交流している」と回答した14人のうち2人は「それなり」や「満足な状況ではない」というコメントが添えられており、今の交流状況は十分でないと感じているようでした。また、反対に「交流している」と回答したうち1人は仕事の関係で町内会や近隣の神社、自治会と幅広く交流をしている方もいました。

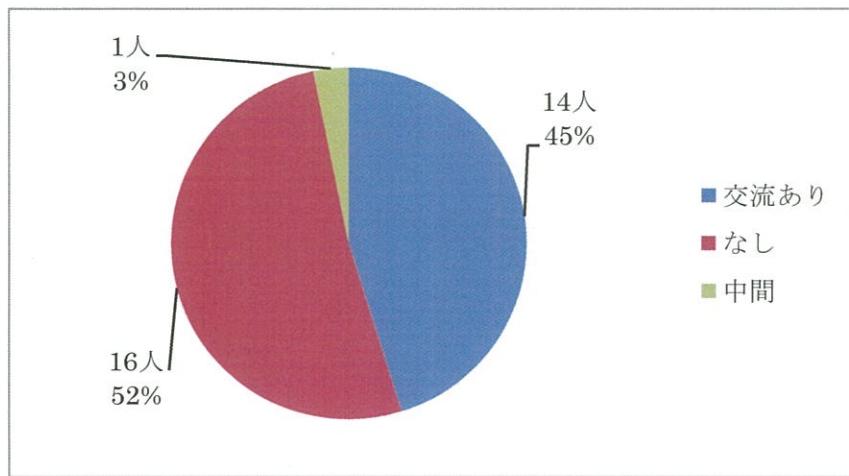


図9 近隣との交流の比較図

#### (8) 避難所の利用の有無及び理由

いざという時に避難所の利用についてどう考えているかという問い合わせ、「利用する」と回答した人は26人(84%)、「利用しない」回答した人は1人(3%)、「両方」と回答した人は1人(3%)、「利用したいがムリ」と回答した人は1人(3%)、2人からは回答が得られないという結果でした。

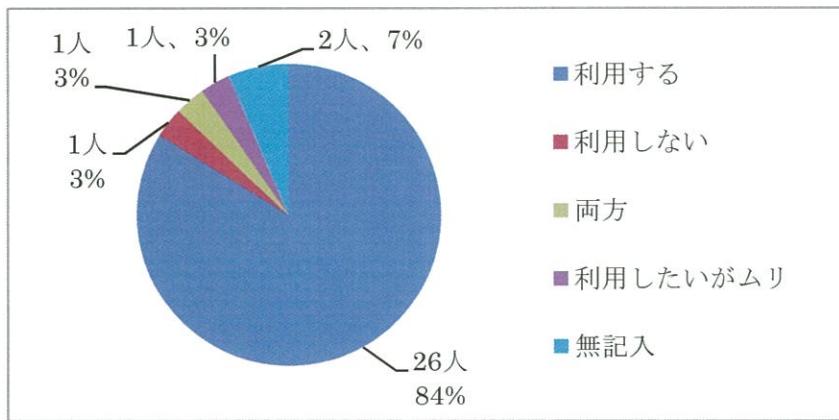


図 10 避難所利用の有無に関する考え方

利用する主な意見は以下の表3のように整理しました（表3参照）。安否確認や災害状況などの情報収集のための場所として利用する人が最も多い結果となりました。次に救援物資を受け取るために利用する人が5人と多かったですが、「避難所に行かないと救援物資を受け取れないから」という意見が多くみられました。同じく5人の「安全確保のため」でした。次に、その他少数意見としては、「避難所で何か手伝えることがあると考えるため」という支援の観点や、「食料の備蓄状況などその時の状況で考える」という意見、「親類に迷惑になるため」などの意見がありました。

表3 利用する主な意見（複数回答）

避難所を利用する理由	人数
救援物資のため	5
情報収集のため	7
安全確保のため	5
その他少数意見	5
なし、無記入	8

次に「利用しない」と回答したのは知的障害者の家族であったが理由としては「大勢集まる中に行くのは難しいので利用はできないと思う。」でした。「両方」と回答した理由は「利用したい」側の意見は安否確認、物を配給してもらうためでした。反対に「利用しない」側の意見としては、「障害児はじつとしていられないため、いずれは自宅かテント生活になると思う。」という意見でした。「利用したいがムリ」という理由については、「利用したいが車いすでは不便だと思うので自宅待機」という回答でした。無記入のうち1人の意見が記入されていたが「市の障害者の避難所が遠い。受入人数が20名までなので行っても無理だと思う。」という理由でした。肢体不自由者の家族は情報収集や救援物資受け取りの為に避難所を利用する意見が多いものでしたが、当事者である肢体不自由者自身は不便な思いをする、人数的に受け入れはムリだと思う、といった避難所に対して後ろ向きの考えを持っている人が多かったです。また、精神障害、発達障害、重症心身障害の家族も人が多い避難所暮らしへは困難という意見が多く、それでも利用するとの回答でしたが、あくまでも救援物資を受け取るためとの回答が多数見受けられました。

### (9) 災害時に関する意見や考え

最後の質問として災害時に関する意見、考えを自由に記述してもらいました。31人中17人から意見や考えを記入していただくことができました。これらの意見や考えを「行政」、「個人」、「備蓄」、「その他」の4つのカテゴリに分けました。「行政」のカテゴリでは福祉避難所の整備や準備をするべきといった意見や、薬の供給と物資等の流通ルートの確保の具体的な方法を不安のないように広報してほしいという要望がありました。他に施設内の食料の備蓄、発電機、毛布、生命を守るための備品を用意できる予算を行政で検討してもらいたいといった要望もありました。中には今回の東日本大震災における国や地方自治体の対応について不満をもっている人もいました。

次に「個人」のカテゴリの意見を見ると、災害についてシミュレーションや話し合いを通して災害に対する想定をするという意見が多く見られました。他には「災害時要援護者」に対する理解や災害時に関する知識や知恵の必要であると考える人もいました。また、車いすの生活では他人の助けが必要なので日頃から近隣との交流を大切にするといった、障害者の立場の意見もありました。

次に「備蓄」のカテゴリに分けた意見では、やはり日頃からの備蓄をする事が重要という意見がありました。単に食料や水だけを保存するのではなく、持病等の関係で常備薬を利用している人にとっては薬の確保することも重要という意見がありました。また、いくら備蓄をしていても最終的には周囲の助けが必要と考えている人もいました。

上記3つのカテゴリには分けることのできなかった意見、考えを「その他」のカテゴリとして整理しました。勉強を通して災害についての状況を一般に知らせるといった意見や支援機器などを置くための拠点の必要性を考えている人もいました。また、自衛隊や警察だけでなく病院のリハスタッフを災害時に役立てることができるのではないかという意見もありました。最後に上記4つのカテゴリに分けられる意見を以下のように表で整理した（表4参照）。

表4 シンポジウム参加者の意見

自由記述内容	
行政	自治会にも広げた仕組み作りは行政に作って頂く必要がある。
	作業所内で食料備蓄・発電機・寝袋・毛布・他の生命を守る備品に対して用意できる予算がないので行政で検討してもらいたい。
	災害時の連絡・連携時の際に携帯が使用不可の場合、電池タイプの「無線」で受信できるシステムが行政にはないのか？
	災害になると国や地方の役所のたて割りが際立ち、対応が遅れるどころか、1年近く過ぎても方向すらはっきりしない状況であり、まったく役に立っていない。この問題を解決してほしい。
	薬の供給源、流通ルートの確保等を不安ないように広報してほしい。
	災害弱者の避難所は、二次避難所へ誘導準備が必要。健康な人と同じ空間での生活は無理。今すぐ福祉避難所の整備・準備はすべき。

個人	災害のシミュレーションをし、個人（自助）でできることを真剣に考えていきたい。
	災害時要援護者に対する理解と誤解の解消を伝えていきたい。
	車いすの生活では他人の手助けがなければ災害時は何もできない。なので常に近隣との付き合いが大切。
	災害時の対応の知恵、知識、理解があるとないとでは違うと思う。
備蓄	ディスカッションの参加、身近な人と話し合いをし、想定しておくことで、いざという時に少しでも余裕が生まれ、退避時の人災が少なくなるのではないか。
	普段からの備蓄が重要。
	生命に関わる薬の問題。電気や水は数日で何とかなるが「てんかん」の発作止めの薬だけは個々に量も種類も違い、長期の保存も不可なので不安。
その他	その他の食料や物品については家さえ無事ならすべて備蓄はしているが、最後には周囲の人達に助けてもらわないと生きてはいけない。
	災害の状況を一般に知らせる必要がある。過去の災害について、災害について若い人に勉強することが必要ではないか。
	支援機器などの地域支援センターなどの拠点も必要と思う。
	病院でのリハスタッフはマンパワーとして役立つ。訪問リハは教育さえすれば意外と災害時に使えるのではないか。

---

### 発行・連絡先

神奈川工科大学 創造工学部  
ロボット・メカトロニクス学科  
スポーツ・健康生活科学コース  
小 川 研 究 室

〒243-0262 厚木市下荻野 1030  
TEL 046-291-3153 FAX 046-291-3262  
e-mail : ogawa@rm.kanagawa-it.ac.jp  
URL : <http://www.rm.kanagawa-it.ac.jp/~ogawa/>

---